

議案第26号 四万十町基金条例の一部を改正する条例について

【要旨】

今回の改正は、高知県津波避難対策等加速化臨時交付金を活用した事業を展開していくため、地方自治法第241条の規定に基づき「四万十町防災まちづくり基金」を設置するとともに、一方、平成22年度の国交付金により積み立て、平成23・24年度に活用し事業を行った「四万十町光をそそぐ交付金基金」の廃止を行うものです。

【改正の内容】

○「四万十町防災まちづくり基金」の設置

高知県は、南海地震対策に向けた津波避難施設の整備を大幅に加速化するとともに、地域の実情を踏まえた防災対策も促進するため、市町村が整備する津波避難対策事業費の一定割合について、新たに創設した「津波避難対策等加速化臨時交付金」を交付することとしました。この交付金は、津波避難施設の一定要件のもと、市町村負担（実績）額に対し翌年度に交付金として一括交付される予定であり、目的基金に積み立てた後、その用途は市町村が行う防災対策事業や防災関連地方債への償還財源に充当できる制度です。本町においては、平成24年度から整備中である興津・志和地区の津波避難施設の整備事業費が該当となるため、「四万十町防災まちづくり基金」を設置し、平成25年度及び平成26年度に交付予定の交付金を積み立て、本町全体の防災関連事業への有効活用を図る予定としています。

（交付対象例）

単独事業（※合併特例債充当の場合）

合併特例債 95% 充当		町負担 5 %
交付税措置（70%）	町負担 30 %	町負担 5 %

* 実質負担を0にして加速化を図る。

高知県津波避難対策等加速化臨時交付金対象

（県交付金見込み）

事業名	年度	事業費見込	年度	県交付金見込
興津・志和地区 津波避難施設整備事業 （津波避難対策）	平24実績 （見込）	144,171 千円 （起債 136,900 千円）	平25交付 （見込）	48,341 千円
	平25実績 （見込）	86,940 千円 （起債 82,500 千円）	平26交付 （見込）	29,190 千円

「四万十町防災まちづくり基金」へ積み立て

防災対策事業への充当例	避難所及び防災活動施設の整備費、備蓄物資・資機材等の購入、自主防災組織の活動経費 など
-------------	---

○「四万十町光をそそぐ交付金基金」の廃止

平成２２年度の国補正予算で創設された住民生活に光をそそぐ交付金を「四万十町光をそそぐ交付金基金」として積み立て、不登校や引きこもり傾向にある児童生徒への対応と図書館及び学校図書への支援として、平成２３・２４年度の嘱託職員と臨時職員の雇用拡大に活用してきました。現在は、普通交付税にも算入され、一般対策化となったことなどから、基金事業としての一定期間の役割を終えたため、平成２４年度末に廃止するものです。

基金充当実績（※基金利子除く）

平成 22 年度末基金積立額	17,000 千円	(雇用拡大に資する事業が該当)
平成 23 年度充当実績額	8,200 千円	教育支援員 1 名
平成 24 年度充当予定額	8,800 千円	司書補助及び学校図書支援員 4 名

【新旧対照表】

改正後			改正前		
第 1 条～第 2 条 省略 (設置)			第 1 条～第 2 条 省略 (設置)		
第 3 条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。			第 3 条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		
基金の名称	設置の目的	積立額	基金の名称	設置の目的	積立額
(1)～(15)省略	省略	省略	(1)～(15)省略	省略	省略
(16) 四万十町防災まちづくり基金	防災対策事業費及び防災関連町債の償還費用に充てる。	町長が定める額	(16) 四万十町光をそそぐ交付金基金	弱者対策・自立支援、 <u>知の地域づくりに資する費用に充てる。</u>	町長が定める額